

令和2年2月28日

監理団体 各位

外国人技能実習機構

入国後講習の実施にあたっての新型コロナウイルス感染症対策について

適正な監理事業の運営につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

監理団体におかれましては、第1号技能実習生に対する入国後講習の実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染を予防する観点から、以下に留意していただきますようお願いいたします。

- 受講者に、石けんによる丁寧な手洗いを依頼するほか、講習会場にアルコール消毒薬を設置し、アルコール消毒を行うよう依頼すること。
- 屋内などでお互いの距離が十分にとれない状況で一定時間いることが感染のリスクを高めるとされていることから、講習会場や受講人数について、座席間の距離が十分とれるようなものとなるよう配慮すること。
- 講師と受講者の距離が近い場合には、講師と受講者にマスクを着用するよう依頼すること。
- 発熱等の風邪症状が見られる受講者は、入国後講習には参加させず、外出を控えるよう伝えること。また、風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く場合は、「帰国者・接触者相談センター」(※)に相談すること。

※ https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyassessyokusya.html